

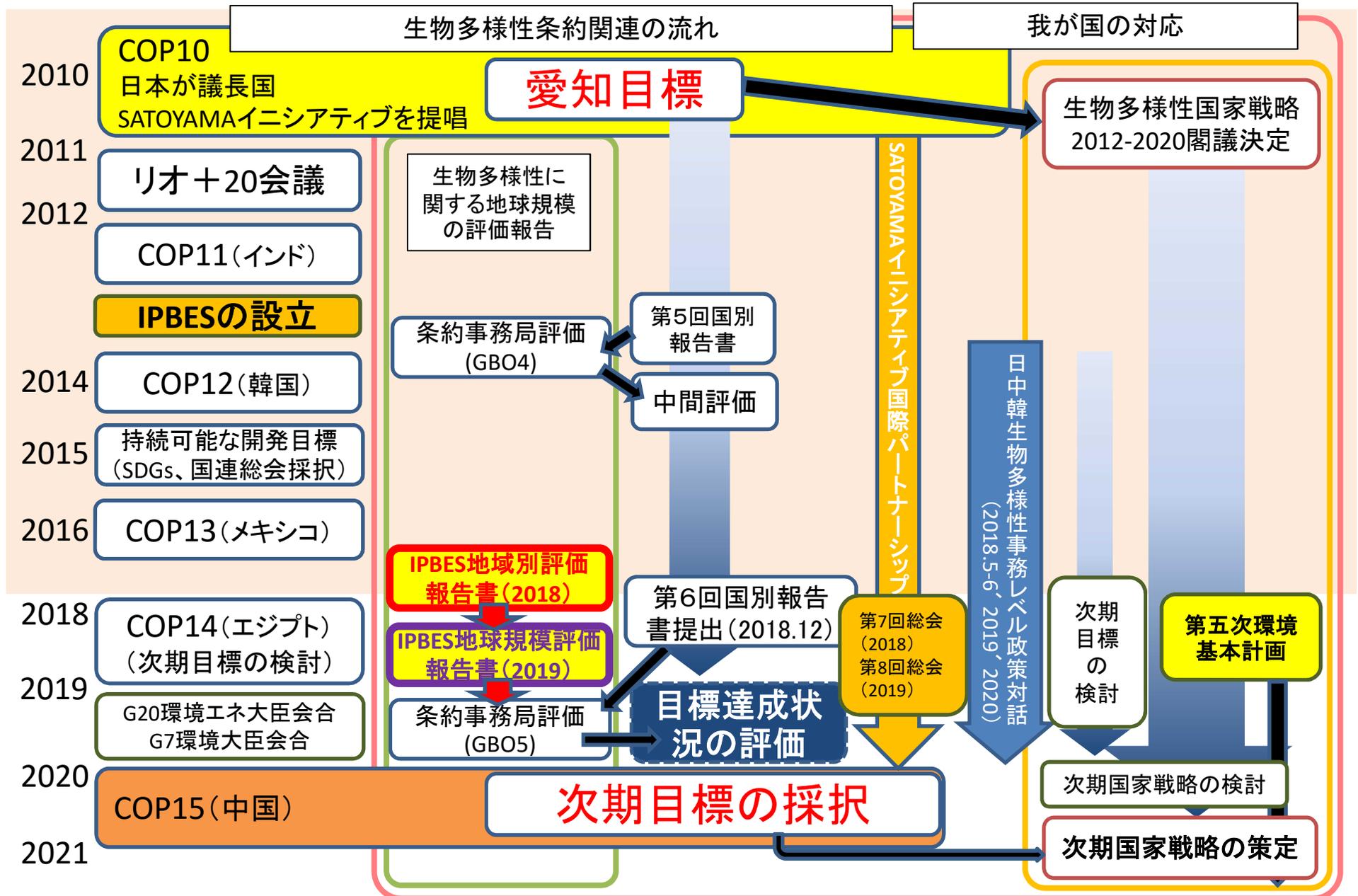
# ポスト愛知目標の検討について

- 1 ポスト愛知目標に関するスケジュール
- 2 ポスト愛知目標の検討
- 3 IPBESによる評価報告
- 4 生物多様性条約第6回国別報告書

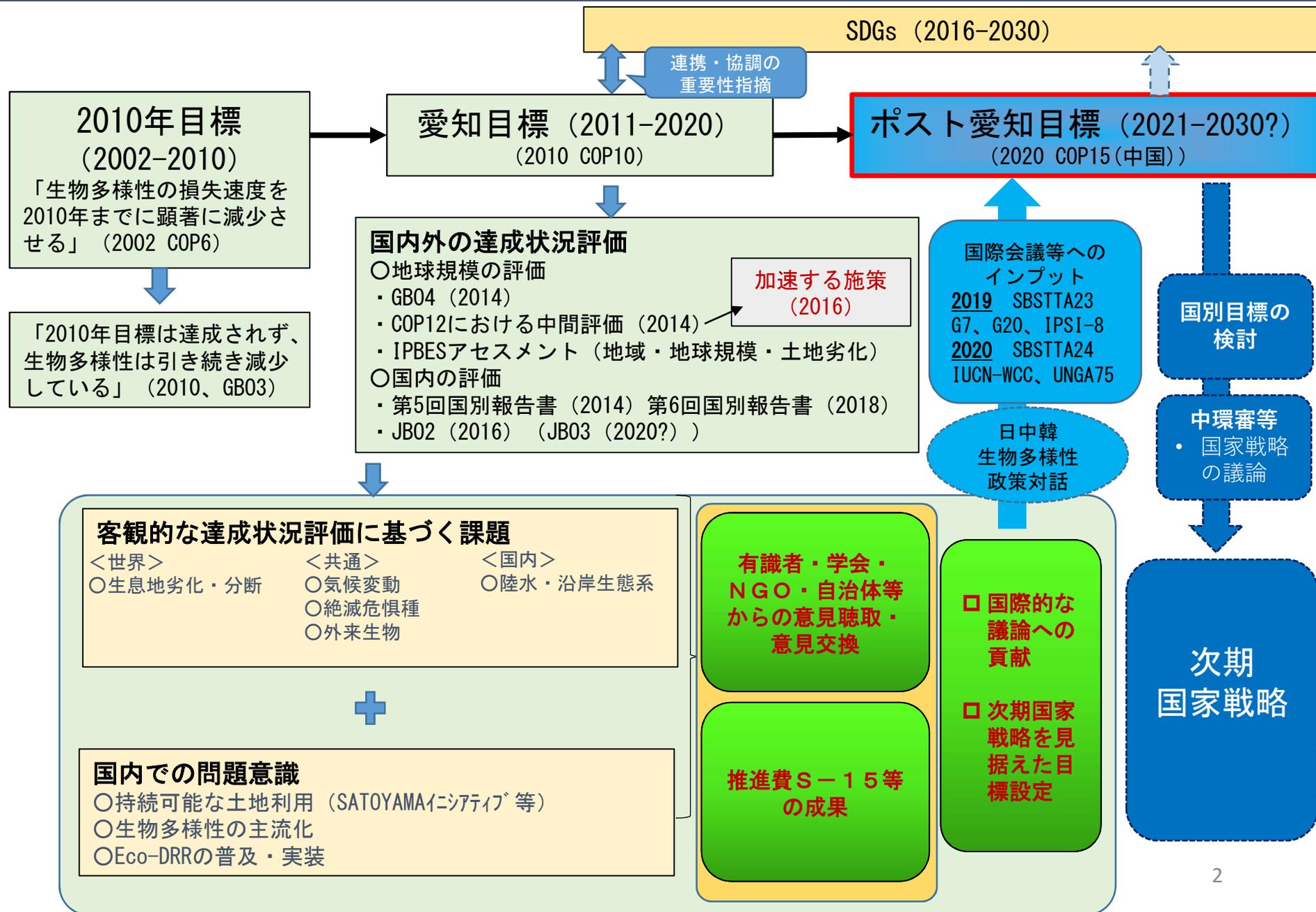
自然環境局

自然環境計画課生物多様性戦略推進室

# 1 ポスト愛知目標に関するスケジュール



## 2 ポスト愛知目標の検討



## これまでの意見交換等での主な指摘

- 各国・各地域の特徴を踏まえた生物多様性のあり方の位置付け。
- 世界的な共通性と、地域の多面性を評価できる指標の提案。
- 「自然との共生」に関する共通理解は難しいので、プラネタリーバウンダリー概念をもとに考え方を整理する必要。
- 脱炭素社会と自然共生社会のあり方、他の生物多様性関連条約との関係等、総論的な考え方の整理を踏まえた検討が必要。
- 「森里川海」のアプローチは、セクター的な構造を横つなぎして自然環境管理につなげる愛知目標にはない考え方であり、日本からのユニークな発信となる。
- SDGs との関係強化。
- 企業や市民レベルでの生物多様性の主流化の推進。
- Eco-DRRの社会実装に向けたデータ蓄積を進めるとともに、Eco-DRRのみでの防災は困難であることを踏まえた、Eco-DRR的なオプションを提示する目標の検討。

### 3 IPBESによる評価報告

#### ○IPBES第6回総会

日程：平成30（2018）年3月17日～24日

開催地：メデジン（コロンビア）

#### ○主な成果：

（1）評価報告書の政策決定者向け要約（Summary for Policy Makers：SPM）の承認

- ① 世界を4地域に分けて生物多様性・生態系サービスを総合的に評価した報告書
- ② 世界の土地劣化・再生に関して評価した報告書

（2）IPBESの活動を科学的・技術的側面から支える学際的専門家パネル（Multidisciplinary Expert Panel）メンバーの選挙

- アジア地域の代表5名の1人として、日本が推薦した橋本禪東京大学大学院農学生命科学研究科准教授が選出（任期3年）。

# 「アジア・オセアニア地域評価報告書」

## 【(1) ①のうちの1地域】のポイント

### 【全般】

- 生物多様性・生態系サービスは、地域の高度経済成長を支えた。
- 異常気象、海面上昇、侵略的外来種、集約化された農業等が、生物多様性・生態系サービスの脅威となっている。
- 全体として生物多様性・生態系サービスは劣化しつつある。

### 【海洋生態系】

- 非持続的な養殖・過剰漁獲等が、沿岸生態系の脅威。現在のままだと、2048年までには地域の漁業資源が枯渇する可能性。
- サンゴ礁は深刻な危機。南・東南アジアの一部では既に消失、気候変動に関する保守的なシナリオでも2050年までに9割が著しい劣化を予測。

### 【保護地域、森林】

- 過去25年間に保護地域は海域で約14%、陸域で約0.3%拡大し、森林面積は北東アジアで約23%、南アジアで約6%と大きく拡大。

### 【対策】

- 生物多様性の損失防止には、経済成長や開発と自然との調和が必要。
- 生態系を基礎とした対策（適応策、防災・減災、持続的森林管理等）が、パリ協定・SDGs等の目標達成に寄与し得る。

# 「土地劣化・再生評価報告書」【(1)②】のポイント

## 【現状】

- 世界の土地劣化※<sup>1</sup>は、少なくとも32億人の福利に影響し、年間総生産の10%を損失。

※1 土地劣化:陸地や関連する水中生態系において、数十年単位では完全に回復させられない、生物多様性、生態系機能、または生態系サービスの低下や消失を引き起こすに至る多くのプロセス。砂漠化、森林荒廃、都市化等が含まれる。

## 【要因】

- 先進国の大量消費のライフスタイルや途上国の消費拡大が、全世界の土地劣化を促進する大きな要因。
- 自然資源の利用者・受益者（先進国・都市生活者等）の多くが土地劣化の影響を直接受けず、全世界の行動につながっていない。

## 【対策】

- 以下の取組が必要。
  - ① 土地由来商品の持続的な生産・消費行動を促す、セクター横断の行動計画
  - ② 土地劣化促進要因（有害補助金等）の排除、持続的土地利用行動促進のための奨励措置の導入
  - ③ 農林業、エネルギー、水、社会資本等の行動計画を統合した、生態系・土地利用全体のバランスを考えた取組（ランドスケープ・アプローチ）

# 4 生物多様性条約第6回国別報告書

## 作成スケジュール (案)

年月	関係省庁				
	環境省	関係省庁	有識者・専門家	民間セクター	その他
2017年 7月 8月					
9月	素案の作成 文案の調整				
10月		関係省庁での作業 (案の作成)			
11月～ 12月					SBSTTA
2018年 1月	本文案の作成				
2月					
3月			生態学会・等	JBIB UNDBJ, 経団連	
4月		各省協議		IUCN-J	
5月			造園学会		
			審議会への報告		
6月～ 7月			パブリックコメント実施		
		パプコメ結果の反映 英訳開始			
8月～ 9月		英訳確認			
10月		英訳確定			
		関係省庁連絡会議			
			審議会への報告		
11月	報告書提出		COP14 (11月下旬)		
12月					

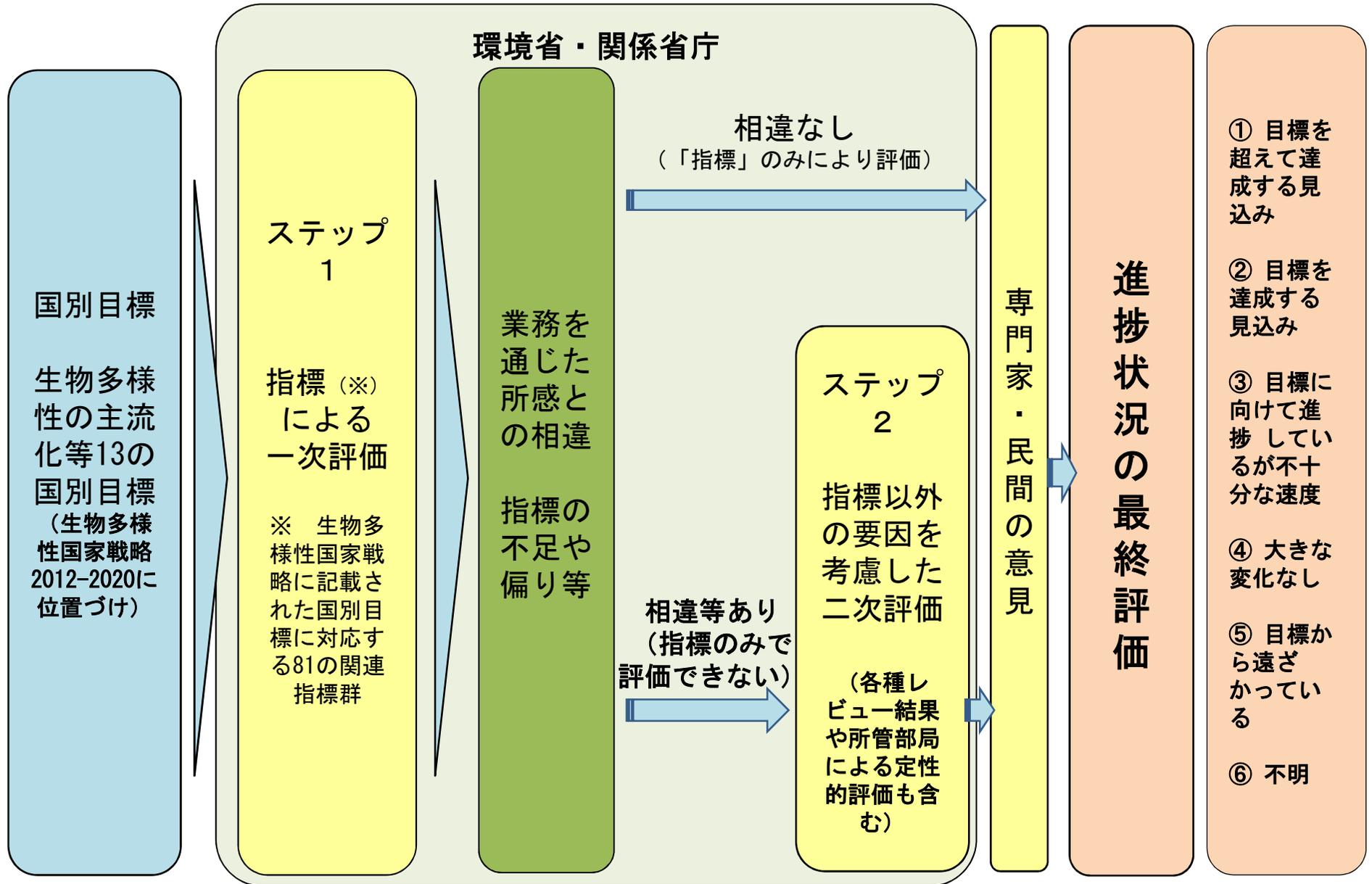
# 生物多様性条約第6回国別報告書の構成と進捗評価の選択肢

- |         |   |
|---------|---|
| I       | 国レベルで追求されている目標に関する情報                              |
| II      | 国別目標の達成のために講じられた実施措置、それらの有効性、及び関連する障壁及び科学的技術上のニーズ |
| III     | 各国別目標に向けた進捗の評価                                    |
| IV      | 各愛知目標の達成に対する自国の貢献の記述                              |
| V (任意)  | 世界植物保全戦略の達成に向けた事項の貢献についての記述                       |
| VI (任意) | 先住民および地域社会による貢献に関する追加的な情報                         |
| VII     | 最新の生物多様性カントリー・プロフィール                              |

## III : 国別目標の進捗状況は以下の選択肢から選んで回答

- ① 目標を超えて達成する見込み
- ② 目標を達成する見込み
- ③ 目標に向けて進捗しているが不十分な速度
- ④ 大きな変化なし
- ⑤ 目標から遠ざかっている
- ⑥ 不明

# 国別目標の進捗状況評価フロー



# 国別報告書の進捗状況の評価（案）の概要

(※)進捗状況の評価については、①目標を超えて達成する見込み ②目標を達成する見込み ③目標に向けて進捗しているが不十分な速度 ④大きな変化なし ⑤目標から遠ざかっている ⑥不明 の6つから選定

国別目標	進捗状況評価(案)	判断理由
<p><b>A-1:</b> 「生物多様性の社会における主流化」の達成等</p>	<p>③目標に向けて進捗しているが不十分な速度</p>	<p>生物多様性自治体ネットワークへの参加自治体数や生物多様性民間パートナーシップの参加団体数の増加など、関連指標群の多くに進捗が認められるほか、市民団体・企業・自治体等を対象に「生物多様性の社会における主流化」に向けた普及啓発活動等を継続的に実施するなど様々な取組を推進しており、目標に向けて進捗していると評価できる。一方で、多様な主体が生物多様性の保全と持続可能な利用の重要性を認識し、それぞれの行動に自発的に反映する「生物多様性の主流化」が広く一般的に達成されているとは言い切れず、引き続き努力が必要と考えられることから、「目標に向けて進捗しているが不十分な速度」と評価。</p>
<p><b>B-1:</b> 自然生息地の損失速度及びその劣化・分断の減少</p>	<p>③目標に向けて進捗しているが不十分な速度</p>	<p>特に重要な水系における湿地の割合や干潟の再生割合など、自然生息地の損失速度に関する関連指標群の全てに進捗が認められ、目標に向けて進捗していると評価できる。また、自然生息地の劣化・分断の状況を把握するためベースラインを設定した森林面積、湖沼面積、浅海域の埋立面積、自然海岸の延長のうち、2018年時点で数値の更新があった湖沼面積、埋立面積及び自然海岸の延長については大きな変動はなく、自然生息地の損失は大きくは進んでいないと考えられる。一方で、2016年に実施した「生物多様性及び生態系サービスの総合評価」では、規模の小さな改変は続いており、またその影響が顕在化するまでには時間差があることが指摘されており、目標を達成する見込みと結論づけられないことから、最も近い選択肢として「目標に向けて進捗しているが不十分な速度」と評価。</p>

国別目標	進捗状況評価(案)	判断理由
<p><b>B-2:</b> 生物多様性の保全を確保した農林水産業の持続的な実施</p>	<p>③目標に向けて進捗しているが不十分な速度</p>	<p>MEL(マリン・エコラベル・ジャパン)認証取得数やエコファーマーの累積新規認定件数の増加など、関連指標群の多くに進捗が認められ、目標に向けて進捗している。一方で、一部の関連指標(「わが国周辺水域の資源水準の状況(中位以上の系群の割合)」、「中山間地域等において減少を防止する農用地面積」)は、基準年である国別目標設定時(2012年)と比較して若干減または横ばいの傾向を示し、明確な増加傾向は見られない。このことから「目標に向けて進捗しているが不十分な速度」と評価。</p>
<p><b>B-3:</b> 窒素やリン等による汚染の状況の改善、水生生物等の保全と生産性向上等</p>	<p>④大きな変化なし</p>	<p>閉鎖性水域における全窒素・全リン濃度やCODの環境基準の達成度など、関連指標群の多くは横ばいで大きな変化は見られない。湖沼や一部の閉鎖性海域における全窒素・全リンの環境基準の達成度や、一部の閉鎖性海域における赤潮の発生件数、CODの環境基準の達成度などについては、目標評価期間内(2012年～2015年または2016年)において比較的年変動の大きいものもあるが、明確な改善ないし悪化の傾向は見られない。以上より、「大きな変化なし」と評価。なお、閉鎖性水域における水質改善に向けた取組は長期的な視野で行われ、目標達成期間内における短期的な増減をもとに改善状況を評価することは困難である。</p>
<p><b>B-4:</b> 略的外来種の特定、定着経路情報の整備、防除の優先度の整理、防除の計画等の推進等による希少種の生息状況等の回復の促進、水際対策の推進</p>	<p>③目標に向けて進捗しているが不十分な速度</p>	<p>特定外来生物の指定種類数及び未定着種類数、防除の確認・認定件数などの関連指標群の多くに進捗が認められる。また、奄美大島及び沖縄島やんばる地域でのマングース対策の事例では、捕獲努力量あたりの捕獲頭数は着実に減少しており、やんばる地域のヤンバルクイナの生息個体数も増加傾向にある。希少種の生息状況等の回復を促進するためには、今後とも外来種対策を継続していく必要がある。以上より、最も近い選択肢として「目標に向けて進捗しているが不十分な速度」と評価。</p>

国別目標	進捗状況評価(案)	判断理由
<p><b>B-5:</b> サンゴ礁等の気候変動に脆弱な生態系を悪化させる人為的圧力等の最小化に向けた取組の推進</p>	<p>③目標に向けて進捗しているが不十分な速度</p>	<p>サンゴ礁については人為的圧力を整理し、優先的に取り組むべき課題として「陸域由来負荷対策の推進」「サンゴ礁生態系における持続可能なツーリズムの推進」「地域の暮らしとサンゴ礁の関係の構築」を特定した。また、高山植生やサンゴ礁について、気候変動への適応の実装に向けた検討を進めている。また、「日本のサンゴ礁、藻場、干潟等における各種指定区域の面積」は進捗が見られる。一方で、目標とする「人為的圧力等の生態学的許容値の設定」には至っていないことから、「目標に向けて進捗しているが不十分な速度」と評価した。</p>
<p><b>C-1:</b> 陸域等の17%、海域等の10%の適切な保全・管理</p>	<p>③目標に向けて進捗しているが不十分な速度</p>	<p>陸域及び内陸水域は20.3%を保護・管理し目標を達成している。一方で、海洋保護区の面積は2018年4月時点で8.3%に留まっているほか、「都道府県指定鳥獣保護区の箇所数及び面積」、「パークボランティアの人数」といった関連指標は悪化しているため、「目標に向けて進捗しているが不十分な速度」と評価。</p>
<p><b>C-2:</b> 絶滅危惧種の絶滅防止と作物、家畜等の遺伝子の多様性の維持等</p>	<p>③目標に向けて進捗しているが不十分な速度</p>	<p>「生息域外保全が実施されている種数(脊椎動物、昆虫、維管束植物)や保護増殖事業の策定数など関連指標群の多くに進捗が認められており、新たな絶滅種は生じない状況が維持され、レッドリストのランクが下がる種も増加している。また、トキやコウノトリは野生下の個体数が増加するなど取組の成果が見られる。植物遺伝資源の保全のための取組も行われている。一方で、「絶滅のおそれのある種数の割合」や「生息地等保護区の箇所数」など、ほぼ横ばいで大きな改善が見られない指標も一部あるため、「目標に向けて進捗しているが不十分な速度」と評価。</p>

国別目標	進捗状況評価(案)	判断理由
<p><b>D-1:</b> 生態系の保全と回復を通じた生物多様性・生態系サービスから得られる恩恵の強化</p>	<p>③目標に向けて進捗しているが不十分な速度</p>	<p>2016年に実施した「生物多様性及び生態系サービスの総合評価」では、「生態系サービスの多くは過去と比較して減少または横ばいである」と評価しており、長期的な傾向として生態系サービスから得られる恩恵が強化されているとは言えない。しかし、農村環境向上のための活動や里海づくりなどに関する関連指標群には進捗が認められ、取組は進んでいるため、「目標に向けて進捗しているが不十分な速度」と評価。</p>
<p><b>D-2:</b> 劣化した生態系の15%以上の回復等による気候変動の緩和と適応への貢献</p>	<p>③目標に向けて進捗しているが不十分な速度</p>	<p>2016年に実施した「生物多様性及び生態系サービスの総合評価」では、「開発・改変の影響力は非常に強く、長期的には大きいまま推移している」と評価している。一方で、自然生態系の保全・再生等の取組や森林吸収源対策を着実に実施していることから、「目標に向けて進捗しているが不十分な速度」とであると評価。</p>
<p><b>D-3:</b> 名古屋議定書の締結と、国内措置の実施</p>	<p>①目標を超えて達成する見込み<sup>(※)</sup></p>	<p>名古屋議定書を締結するとともに、対応する国内措置の実施も開始したため。 (※)(目標達成済)</p>
<p><b>E-1:</b> 生物多様性国家戦略に基づく施策の推進、世界的な取組進展のための支援等</p>	<p>②目標を達成する見込み</p>	<p>平成26年に国家戦略について総合的な点検を実施し、「生物多様性国家戦略2012-2020の達成に向けて加速する施策」を取りまとめるなど、施策の推進を行っている。また、生物多様性日本基金を活用した国家戦略策定国数も増加していることから、「目標を達成する見込み」と評価。</p>
<p><b>E-2:</b> 伝統的知識等の尊重の主流化、科学的基盤の強化及び科学と政策の結びつきの強化、愛知目標の達成に向けた必要な資源(資金、人的資源、技術等)の効果的・効率的動員</p>	<p>②目標を達成する見込み</p>	<p>自然の恵みを活かした暮らしや伝統的知識を活かした社会づくりに関するモデル事業の実施により、地域の特性を活かして自然資本を持続的に管理する「地域循環共生圏」の構築を推進した。またIPBESへの参加・貢献や、海洋生態系に関する調査研究等を通じて科学と政策の結びつきを強化しており、関連指標群(植生図の整備状況、GBIFへのデータ登録件数)にも進捗が認められるため、「目標を達成する見込み」と評価。</p>

# 【参考】各国別目標に対する関連指標群

生物多様性国家戦略2012－2020より抜粋

国別目標	関連指標群
A-1: 「生物多様性の社会における主流化」の達成等	<ul style="list-style-type: none"><li>・生物多様性の重要性に関する認識状況</li><li>・生物多様性自治体ネットワークへの参加自治体数</li><li>・生物多様性民間参画パートナーシップの参加団体数</li><li>・ナショナル・トラストによる保全地域の箇所数及び面積</li><li>・にじゅうまるプロジェクトへの登録数</li><li>・グリーンウェイブへの参加団体数</li><li>・多面的機能支払交付金対象面積</li><li>・多面的機能支払交付金対象面積</li><li>・森林経営計画の策定面積</li><li>・国内における、SGEC、FSCの森林認証面積、MEL ジャパン、MSC、JHEPの認証取得数</li><li>・自然保護地域や自然環境保全事業等を対象とした経済価値評価などによる生物多様性及び生態系サービスの可視化の実施数</li><li>・生物多様性の保全の取組や保全のための配慮事項が盛り込まれた国と地方自治体における戦略や計画(生物多様性地域戦略及び地域連携保全活動計画をはじめとした地方自治体の計画等)の策定数</li><li>・生物多様性の確保に配慮した緑地の保全及び緑化の推進に関する基本計画(緑の基本計画)の策定数</li><li>・生態系サービスへの支払い税(森林環境税等)の導入自治体数</li><li>・環境保全経費(自然環境の保全と自然とのふれあいの推進)の予算額</li><li>・生物多様性保全の取組に関する方針の設定と取組の実施状況</li></ul>
B-1: 自然生息地の損失速度及びその劣化・分断の減少	<ul style="list-style-type: none"><li>・特に重要な水系における湿地の再生の割合</li><li>・干潟の再生割合</li><li>・三大湾において底質改善が必要な区域のうち改善した割合</li><li>・都市域における水と緑の公的空間確保量</li></ul>

国別目標	関連指標群
<p>B-2: 生物多様性の保全を確保した農 林水産業の持続的な実施</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・農地・農業用水等の地域資源の保安全管理に係る地域共同活動への延べ参加者数</li> <li>・エコファーマー累積新規認定件数</li> <li>・環境保全型農業直接支払制度取組面積</li> <li>・生態系のネットワークの保全に向けた整備箇所</li> <li>・中山間地域等において減少を防止する農用地面積</li> <li>・森林計画対象面積                      ・藻場・干潟の保全・創造面積</li> <li>・漁場の堆積物除去面積              ・魚礁や増養殖場の整備面積</li> <li>・漁業集落排水処理を行う漁村の人口比率</li> <li>・多国間漁業協定数</li> <li>・わが国周辺水域の資源水準の状況(中位以上の系群の割合)</li> <li>・漁業者等による資源管理計画数</li> <li>・海面養殖生産に占める漁場改善計画対象水面生産割合</li> <li>・里海づくりの取組箇所数</li> <li>・MELジャパン認証取得数(生産段階、流通加工段階)</li> <li>・MSCの認証取得数              ・SGECの森林認証面積              ・FSCの森林認証面積</li> </ul>
<p>B-3: 窒素やリン等による汚染の状況 の改善、水生生物等の保全と生産 性向上等</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・水質環境基準の達成状況</li> <li>・閉鎖性水域における全窒素及び全リン濃度の環境基準の達成状況</li> <li>・赤潮・アオコの発生件数</li> <li>・閉鎖性水域におけるCODの環境基準の達成状況</li> <li>・水生生物保全に係る環境基準の達成状況</li> <li>・東京湾、伊勢湾、瀬戸内海における貧酸素域の分布状況</li> <li>・陸域からの窒素・リン流入負荷量</li> <li>・干潟の再生の割合</li> <li>・三大湾において底質改善が必要な区域のうち改善した割合</li> <li>・地下水環境基準(硝酸、亜硝酸)の達成状況</li> </ul>

国別目標	関連指標群
<p>B-4: 略的外来種の特定、定着経路情報の整備、防除の優先度の整理、防除の計画等的推進等による希少種の生息状況等の回復の促進、水際対策の推進</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・生態系被害防止外来種リストの指定等種類数とそのうちの未定着種類数</li> <li>・外来生物法に基づく防除の確認・認定件数</li> <li>・奄美大島及び沖縄島やんばる地域(防除実施地域内(2012年度時点))におけるマングースの捕獲頭数及び捕獲努力量当たりの捕獲頭数、アマミノクロウサギ及びヤンバルクイナの生息状況(生息確認メッシュ数)</li> <li>・地方自治体における外来種に関するリストの作成と条例の整備</li> </ul>
<p>B-5: サンゴ礁等の気候変動に脆弱な生態系を悪化させる人為的圧力等の最小化に向けた取組の推進</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・サンゴ礁の状態の推移傾向(サンゴ被度)</li> <li>・水質の指標(全窒素、全リン)、底質中懸濁物質含量(SPSS)</li> <li>・日本のサンゴ礁、藻場、干潟等における各種指定区域の面積</li> <li>・人為的圧力が生態学的許容値以下に抑えられている箇所数</li> </ul>
<p>C-1: 陸域等の17%、海域等の10%の適切な保全・管理</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・自然公園面積(国立公園、国定公園、都道府県立自然公園)</li> <li>・自然環境保全地域等面積(原生自然環境保全地域、自然環境保全地域、都道府県自然環境保全地域)</li> <li>・都市域における水と緑の公的空間確保量</li> <li>・鳥獣保護区面積(国指定鳥獣保護区、都道府県指定鳥獣保護区)</li> <li>・海洋保護区面積(自然公園、自然環境保全地域、鳥獣保護区、保護水面、共同漁業権区域、指定海域、沿岸水産資源開発区域等)</li> <li>・国有林野の保護林及び緑の回廊面積</li> <li>・保安林面積</li> <li>・生息地等保護区の面積</li> <li>・特に重要な水系における湿地の再生の割合</li> <li>・国立公園において保全・管理に当たる自然保護官の人数</li> <li>・国立公園内において国立公園管理に携わるボランティアの人数</li> </ul>

国別目標	関連指標群
<p>C-2: 絶滅危惧種の絶滅防止と作物、家畜等の遺伝子の多様性の維持等</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・脊椎動物、昆虫、維管束植物の各分類群における評価対象種数に対する絶滅のおそれのある種数の割合</li> <li>・環境省レッドリストにおいてランクが下がった種の数</li> <li>・脊椎動物、昆虫、維管束植物の各分類群における生息域外保全の実施されている種数</li> <li>・国内希少野生動植物種の指定数</li> <li>・生息地等保護区の箇所数及び面積</li> <li>・保護増殖事業計画の策定数</li> <li>・トキ・コウノトリ・ツシマヤマネコの野生個体数</li> <li>・農研機構遺伝資源センターにおける遺伝資源保存数</li> </ul>
<p>D-1: 生態系の保全と回復を通じた生物多様性・生態系サービスから得られる恩恵の強化</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・森林計画対象面積</li> <li>・農地・農業用水等の地域資源の保全管理に係る地域共同活動への延べ参加者数</li> <li>・SATOYAMA イニシアティブ国際パートナーシップの協力活動の数</li> <li>・里海づくりの取組箇所数</li> </ul>
<p>D-2: 劣化した生態系の15%以上の回復等による気候変動の緩和と適応への貢献</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・自然再生推進法における取組面積・箇所数</li> <li>・国立公園内の自然再生事業</li> <li>・干潟の再生の割合</li> <li>・都市緑化等による温室効果ガス吸収量</li> <li>・森林による二酸化炭素吸収量</li> <li>・国有林野の保護林及び緑の回廊面積</li> </ul>
<p>D-3: 名古屋議定書の締結と、国内措置の実施</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・指標なし</li> </ul>

国別目標	関連指標群
<p>E-1:            生物多様性国家戦略に基づく施策の推進            世界的な取組進展のための支援等</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・生物多様性日本基金を通じて技術支援を受けた締約国のうち、生物多様性国家戦略を改定した国数</li> </ul>
<p>E-2:            伝統的知識等の尊重の主流化、科学的            基盤の強化及び科学と政策の結びつきの            強化、愛知目標の達成に向けた必要な資            源(資金、人的資源、技術等)の効果的・効            率的動員</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・1/2.5万 現存植生図整備状況</li> <li>・GBIF へのデータの登録状況</li> </ul>